

Q & A

成年患者の判断能力が低下している場合、本人以外から同意を得ることは有効か？

Q. 既に成人している当院の入院患者に対し、今後手術を行う必要があるのですが、認知症のため本人の判断能力が低下している状況です。このような場合、①後見人から同意を得ることや②家族や身元引受人から同意を得ることは有効なのでしょうか。また、③その他注意事項などがあれば教えてください。

A. 手術など医療行為を受けることの同意は、患者本人が自らの病状と予定されている医療行為の内容や危険性、予後などを理解したうえで、当該医療行為を受け入れるか否かを判断し決定することを内容とします。そのため、認知症などによって患者本人の判断能力が低下している場合、その低下の程度によっては、当該患者から同意を得たとしても有効なものとは認められないことがあります。そこで、今回の質問内容のような問題が生じます。

1. 後見人から同意を得ることの有効性について

成年に対する後見制度（成年後見制度）とは、財産管理や契約などの財産に関する法律行為を行うにあたって必要な判断能力が、認知症や精神障害などの理由で不十分な方々を保護・支援するための制度です。この制度では、家庭裁判所によって選任された後見人等が本人を代理して法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人の法律行為を補い支援します。しかし、このような制度の趣旨から、後見人等の権限は財産に関する法律行為についてのものに限られ、それ以外の行為を本人に代わって行ったり、同意や取消をすることはできません。また、交通費や食費の支出など日常生活に関する行為や結婚など本人にのみ属する権利についても後見人の権限の範囲外とされています。

一方、診療契約を締結すること自体は別として、手術など医療行為そのものを受けることの同意は法律行為ではないため、後見人の代理権の範囲外と考えられています。また、医療行為を受けるかどうかの選択を行う権利は、生命・身体そのものや生き方に深く関わるものであって本人のみに属する権利であると考えられます。

したがって、後見人が患者本人に代わって医療行為を受けることについての同意をすることはできませんし、同意を得たとしても法的に有効とは言い難いと考えられます。とはい

え、後見人は本人に代わって訴訟提起をすることも可能な立場にありますので、紛争防止の観点から、後見人に対し、可能な限り医療行為についての説明を試み、その経過や内容を記録に留めておくことには一定の意義があると言えるでしょう。

2. 家族や身元引受人から同意を得ることの有効性について

前述したとおり、医療行為そのものを受けるかどうかの選択を行う権利は本人のみに属する権利です。したがって、仮に家族や身元引受人であったとしても、患者本人に代わって同意をすることはできませんし、そのような同意を得たとしても、後見人からの同意と同様、法的に有効とは言い難いと考えられます。もっとも、患者本人が亡くなった場合に備え、家族など推定相続人（本人が亡くなった場合に相続人の立場になり得る方）に対し説明を行い、その方の同意を取得しておくことには、事後の紛争を防止する効果が期待できるため、実際にも多く行われています。

なお、家族などから、患者本人に判断能力がある間に当該治療行為を受けることを希望していたといったような確認が取れる場合には、推定的同意があるものとして扱えることがあります。このような場合、改めて第三者の同意を得る必要はありません。

3. その他注意事項など

臨床の現場では、患者本人に判断能力が十分あるのか判断に迷ったり、判断能力が不十分なのは明らかなものの成年後見制度を利用されていなかったりすることも多いと思われます。このような場合には、まず患者本人に対し可能な限り判断能力に応じた説明を行ったうえで同意取得を行い、加えて家族や身元引受人に対しても同意を求めることが望ましいと言えるでしょう。なお、そもそも同意を求めている時間的猶予がないような緊急の場合には、判断能力の有無にかかわらず最善の医療行為を行う必要があることは当然です。

これまで見てきたように、判断能力が不十分な成人患者への医療行為に先立ち、誰から同意を得ればよいのかについては、現在でも確立されているとはいえません。平成23年には日本弁護士連合会が「医療同意能力がない者の医療同意代行に関する法律大綱」を発表するなど議論が進められているところですが、超高齢化社会の到来に備えた早急な法整備が待たれます。

【参考文献】

- ・ 西内 岳, 他編. Q&A 病院・医院・歯科医院の法律実務 [改訂版]. 東京: 新日本法規; 2016.
- ・ 法務省ホームページ. 成年後見制度～成年後見登記制度～.
- ・ 日本弁護士連合会. 医療同意能力がない者の医療同意代行に関する法律大綱. 2011.

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [成年後見制度にかかわる諸問題 -成年後見制度と「医療行為への同意」-***](#)
- ・ [身体疾患に対する治療同意能力***](#)
- ・ [治療同意にかかわる意思決定の支援**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。